

第3号様式

令和4年度第4回船橋市図書館指定管理者評価委員会会議録

(令和5年 2月 28日作成)

- 1 開催日時 令和5年1月23日(月) 午後1時55分～午後2時45分
- 2 開催場所 船橋市西図書館 3階 多目的室
- 3 出席者 (1) 委員 齊藤委員長、小高委員、黒澤委員、青島委員、
神谷委員、鈴木委員、鎌田委員
(2) 事務局 三澤生涯学習部長、柴山西図書館長、
河野西図書館館長補佐、北村西図書館総務係長、
岡本西図書館企画事業係長、唯野西図書館利用サービス係長、
中林西図書館主事、樋口西図書館主事
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
(1) 第2期指定管理者の評価方法について
※ 審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当することから非公開とする予定だったが、該当がなかったため公開とする。
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
(1) 第2期指定管理者の評価方法について
第2期指定管理者の評価方法について審議を行い、次回会議における確定に向けて意見集約と方向性の整理を行った。
- 8 議事

○齊藤委員長

皆さん、お寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、令和4年度第4回船橋市図書館指定管理者評価委員会を開催いたします。

まず、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局(西図書館館長補佐)

事務局です。本日の出欠状況を報告いたします。

本日の会議は、委員定数7名に対し7名全員にご出席いただいております。船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

○齊藤委員長

ありがとうございました。

続いて、会議概要・会議録の公表及び傍聴人について、報告をお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

最初に、会議概要、会議録の公表について報告いたします。

船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、原則として公開することになっております。よって、本会議もこれに基づき原則公開となります。

また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱に基づき、会議終了後おおむね1週間以内に会議概要を作成し、市のホームページで公表いたします。本日の会議の記録と委員名簿につきましても市のホームページで公開することになっております。ご発言は委員名とともに会議録にまとめさせていただきます。このため、会議を録音させていただくことをご了承ください。

続きまして、傍聴人について報告いたします。船橋市図書館指定管理者評価委員会の会議は公開となっております。傍聴できる旨は、令和4年12月27日からホームページで周知しております。本日の傍聴希望者はありませんでした。

○齊藤委員長

報告ありがとうございました。

続いて、本日の議題及び会議の公開・非公開について説明をいたします。

本日の議題は、「第2期指定管理者の評価方法について」です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、会議は原則として公開します。しかし、審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当することから非公開といたします。具体的には、指定管理者のノウハウに該当する事項及び特定の利用者等のプライバシーに該当する事項の2点に関わる内容を不開示情報と定義いたします。

机の上の資料のうち、タイトルが「会議の公開・非公開について」となっているものをご覧ください。四角で囲ってある部分に記載のあるものについては、指定管理者から不開示情報に該当する旨の連絡を受けております。これらを含む内容について発言されたい場合は、挙手の上、不開示情報を含む内容について発言されたい旨と発言の概要を委員長の私までお伝えください。その他の審議が終了した後に発言をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

前回の会議では、評価方法の審議について、委員長である私を中心に、職務代理者である黒澤委員及び事務局で、評価項目、評価基準のたたき台となる素案を作成し、必要に応じ委員の皆様に見ていただくことになりました。また、この素案を本日この場において全委員で議論することを決定しております。資料1、2がこの素案に当たります。

次回、第5回会議で、評価項目、評価基準を確定する必要があることから、本日、修正の方向性等の大筋を決め、次回、細部の調整を図っていくことが望ましいと思われま

す。それでは、審議の前に素案の考え方と概要を共有いたします。

評価項目の素案については、第1期指定管理者の評価項目を基に、第2期指定管理者の新たな提案事業を評価する項目を盛り込み、全体的には第2期指定管理者を選定する際に船橋市が作成した書面審査、採点表に沿う形で作成しました。

書面審査、採点表は、紫色のフラットファイル、「第2期指定管理者の評価に関する資料 令和4年度」の資料番号4にあります。机の上にA3で印刷したものを置いてありますので、ご利用ください。

続きまして、資料についてご説明をいたします。まず、資料1-1は評価項目の一覧です。第1期指定管理者の評価項目から変更した履歴を赤字や灰色塗りつぶしで残しています。灰色塗りつぶしの項目は削除する項目です。

資料1-2は、具体的に各評価項目にどの図書館サービスと業務がひもづくのかを評価の視点にまとめ、業務仕様書等の該当箇所も併せて示しているものです。資料1-1同様、第1期指定管理者の評価項目から変更した履歴を赤字や灰色塗りつぶしで残しています。

資料1-3、1-4は、資料1-1、1-2から変更履歴を削除したものになります。

次に、資料2は、これを評価票の形に落とし込んだもので、最終的にこの書式にまとめた評価結果を市がホームページなどで公開する資料になります。

それでは、審議していきたいと思います。

まず資料1で評価項目についての審議を行い、資料2で評価票の書式等、評価基準の審議を行うのが進めやすいかと思っておりますので、その形で進めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

それでは、資料1について、評価項目の審議に入ります。

資料1-2をご覧ください。これで私のほうから説明をしていきたいと思っております。

一つ、先に前提条件としてお話ししますが、灰色塗りつぶしの箇所は削除する項目ですけれども、全く評価しないというわけではありません。重複しているような項目があるものですから、それを統合したり、あるいは評価の視点のところに落とし込んだりしておりますので、全くなくなるというようなものではございません。

それから、資料1-2の中に赤字の項目がありますけれども、こちら辺は文言の修正をかけているものでございますので、その点をご了解をいただきたいと思います。

それでは、上から見ていきたいと思います。細かい部分は抜かしていきますけれども、まず最初に、I-1-(1)-②「開館・閉館業務、開館時間及び休館日の変更等」ですけれども、ここは、I-2-(2)「利用促進への取り組み」の評価の視点に盛り込むように修正をしております。これは3ページのところにありますが、そちらに文言を移しております。

それから、その下にあるI-1-(1)-③、灰色塗りつぶしの部分ですけれども、「利用者からの問い合わせ内容に応じた柔軟な対応」は、I-2-(1)-①、「各図

書館のニーズの把握及びサービスへの反映」の評価の視点に盛り込むように修正をしております。これは重複している印象が大変強いので、整理させていただいたということになります。

それから、赤字の部分で、I-1-(1)-⑤「利用者のマナー向上」が消えておりますけれども、これはI-1-(3)-①「図書館の役割、利用方法の周知、利用の促進のための積極的な情報発信」に入れておりますので、なくなったわけではありません。

それから、I-1-(1)-⑥「AVコーナーの利用に関する業務（北図書館）」は、I-1-(1)-⑨、1ページ目の一番下の項目ですが、「蔵書構成を踏まえた計画的な図書館資料の選定・収集、管理の体制及び方法」の評価の視点の中に盛り込むように修正をしております。

そのページの一番下のところ、「視聴覚資料の収集・管理」というふうになっておりますけれども、視聴覚資料の貸出し業務等の評価もここに入れますので、「管理」という表記を追加して、元の⑥は削除したということになります。

赤字の部分で、⑧のところ消えている「図書館来館を促す取組み」というのがありますが、これはI-2-(2)-①「図書館の利用促進を図るための取組み」に移動しております。

それから、⑨の「子供向けの地域資料の収集」は、I-1-(2)-①の「子供の読書活動推進への取組み（児童）」に移動をしております。

その下、「利用促進に向けた資料の有効活用」は、I-1-(1)-⑧「展示や企画事業の企画及び実施」のほうに移動しております。

続いて、2ページ目になります。I-1-(1)-⑩「児童サービス」、I-1-(1)-⑪「青少年サービス」です。これに関しましては、I-1-(2)、「子供の読書活動推進」に統合しております。そのページの(2)を見ていただければ、児童と青少年がこちらに移っていることがお分かりいただけるかと思えます。これも重複している部分を統合していったということになります。

それから、赤字の部分ですが、「⑫ハンディキャップサービス」にある「宅配サービス」が消えておりますが、その下の項目、ポイントをいくつか下にいった「宅配サービス・郵送サービスの実施」に移動させておりますので、なくなっているわけではありません。

それから、「(2)子供の読書活動推進」の「③学校と図書館との連携への取組み」のところ、「図書ボランティアとの連携によるおはなし会の実施」が消えておりますけれども、これは市が行うということになって、指定管理者の評価の中には含めていないため、削除ということになっております。

続いて、I-1-(3)-①「ホームページ及び広報、掲示、配布等による広報業務」は、I-1-(3)-②「図書館の役割、利用方法の周知、利用の促進のための積極的な情報発信」と統合しております。そこに表記しているとおりで、1つの項目に変えて

おります。

この中で消えているのが、「著作権についての理解促進」ですけれども、これはⅣ－（６）－①「法令等の遵守等」に移しております。

続いて、３ページでちょっと気になるのが、上のほうにある「２ サービスの向上と利用促進」の（１）－①の評価の視点に「利用者に対する聞き取り調査などの実施」とありますけれども、これは基本的には提案がないということで削除しています。利用者アンケートなどが入っておりますので、そこで対応できるということです。

その下、（２）－①のところ、「未利用者に対する図書館利用の促進」に関しては、その項目の一番下、「図書館を利用したことの無い人に対する働きかけ」の中に含まれるということになります。

それから、「３ 職員の配置と育成」のところでございますが、（１）－①の「図書館勤務経験者の優先雇用」は、下のほうの「司書有資格者割合、勤務経験等を考慮した雇用」で考えていくことにしました。

それから、その下で「図書館サービスを低下させない」という文言を消しておりますけれども、低下させないのは当たり前で、よりよい管理運営をしてもらいたいということで、ここの文言は削除したということです。これは積極的な意味を含めております。

それから、「（４）業務の適正処理」のところです。「信用失墜行為の禁止、身だしなみや言葉遣いへの注意等」は、Ⅰ－３－（３）－③、接遇に対する研修の評価の視点のところに入れております。（４）の灰色のところの上に移しております。

もう１点ですが、「業務の適正処理」に関しましては、Ⅳ－（６）－②「業務・文書の適切な処理」という項目をつくっておりますので、この項目がなくてもⅣ－（６）－②で対応ができるということです。最終ページですが、そこに入っております。

４ページになります。Ⅰ－４－（２）－②「地域に根ざした図書館を目指した市民への参加促進」の部分ですが、これは上の「地域の住民や団体等との連携」に統合しております。重複している印象がありますので、これは一本にしたということです。

それから、その下、Ⅰ－４－（３）－①「教育委員会が行う調査や調査依頼への協力、各会議への出席、監査への協力等」と「③適正な業務引き継ぎの実施」ですけれども、これは最後の項目にあるⅣ－（６）「業務の適正処理」の評価の視点の中に盛り込むという形で修正をかけております。

赤字の部分をご説明していなかったのですが、そのページの４－（１）に、「資料の分担収集、分担保存の検討」とありますが、「分担保存」というのは方針としてないので消しております。

赤字の部分ですが、「（３）市との連携」の中の②の評価の視点に、「庁内の職員に対するレファレンスサービス」や「庁内所蔵資料のデータ管理や保存」というものがありますが、これに関しては直営館のほうがやっているということで、指定管理者の評価の対象からは外れているということで削除しております。

続いて、「Ⅱ 管理に係る収支予算等」でございます。Ⅱ－（２）－②「事業計画、収支計画との整合性」ですけれども、これは①の「効率的な管理運営への取組み」に統合しているということになります。効率的に管理運営を行っているか確認をする際に、計画と報告の整合性を見たいということで、上のところに入れております。

「③市負担経費を削減する工夫・取組み」ですが、「業務改善」に関しては上の①に入れておりますし、「事務経費の適正執行」に関しては、指定管理者の事業費は決まっているわけで、その中で指定管理者が自助努力をしているということになり、大枠はもう決まっているので、適正評価をする必要性はない。ただ、その上の省エネルギーですが、これは市に関わってきますので、できるだけ省エネルギーに対応してもらうことは評価をしますけれども、「事務経費の適正執行」に関しては、指定管理者の自助努力になるということで、消しています。

続きまして、Ⅱ－（３）－③「帳簿の記帳及び保管の状況」と、もう１点、「④口座の管理」ですが、これに関しては、その上の「①経理全般」の部分に盛り込むように修正しております。市に直接関わるものではなく、項目として見ていく必要はないと基本的には判断して、こちらに含めております。

５ページです。上の（１）－②「快適な環境を維持するための衛生管理業務の実施」の赤字の部分で、「恒常的な清掃業務」「定期的な植栽管理業務」は「衛生管理業務」の中に含めてしまうということで、削除しております。

それから、Ⅲ－（２）「図書館システム管理業務」、灰色になっている部分です。これに関しては、最後にあるⅣ－（６）－②「業務・文書の適切な処理」のほうに移しています。事務局が日頃より確認していて、項目として見ていく必要がないと判断したためということで、そちらに統合させたということでございます。

それから、Ⅳ－（２）－②「トラブルを未然に防止するための取組み」の部分ですが、これはそこに書いてあるとおりで、（１）の中に統合しているということで、こちらに移して項目を１つにしています。

最後に、先ほど言いました６ページ、Ⅳ－（６）で、ここに「業務の適正処理」を全部集めています。

資料１－２を見ていただきながら、修正点を説明させていただきました。

次に、資料２をご覧くださいませか。こちらの審議に入ります。後でまた皆さんにご意見を言っていただきます。

評価票の書式について、大きな変更をしております。第１期指定管理者の評価票では最後に記載した総括を、第２期指定管理者の評価から表紙に記載して、評価結果について大枠から詳細へと捉えるように修正をしております。皆さんやっていたように、一番最後に総括が来ていたわけですけれども、資料２を見ていただければ分かるように、一番初めに「総合評価」というものが来ているということでございます。

それから、もう１点ですが、第１期指定管理者では、各評価項目に対して、Ａ、Ｂ、

C、D、段階外の5段階で評価をしていましたが、第2期指定管理者からは、船橋市の指定管理者制度を導入している他の施設と合わせて、S、A、B、C、段階外の5段階で評価を行うことを想定しており、この部分が違ってきているということでございます。

見ていただければ、評価票が今までとちょっと違って見やすくなっていると思います。裏についているこのようなもので皆さんの評価をそれぞれ書いていきます。指定管理者の評価、所管課の評価、それから我々の評価と、横に見やすくしています。

こちらの評価票に関しては、総括が一番前に来るとということと、総合評価の基準が、S、A、B、C、段階外になるということにしております。

今、私のほうでお話をさせていただきました。皆様でも事前にご覧いただいていると思いますので、これを見ていただいて、皆様のご意見をお伺いしていきたいと思っております。皆様からあれば、ご発言をいただきたいと思っております。

ページごとにやっていきますか。資料1-2を見ていただいて、資料1-2の1ページ目のところで何かご意見はございますでしょうか。

○鎌田委員

公募委員の鎌田でございます。皆さん言いやすいように、取りあえず何か言ったほうがいいかなと思いました。

うちで見てきた中で、1ページのI-1-(1)-⑦の上から3つ目、「専用カウンター設置」を消してあると思いますが、指定管理者からの提出資料を見ますと、各カウンターでレファレンスを受付するために専用カウンターを設置しないのかなと思ったのですが、これはそういうことでよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長

専用カウンターに類するものはもう設置がされているということで、今さらこれを評価する必要性がないという判断ですが、私の認識でいいのか、事務局のほうからいいですか。

○事務局（西図書館企画事業係長）

企画事業係の係長の岡本です。

今、委員長がおっしゃったとおりで、既にレファレンスカウンターが各館に設置されておりますので、それについてはもう評価しないということで、この中からは削除させていただきます。

○鎌田委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○齊藤委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○青島委員

青島です。

文章の問題ではないのですが、I-1-(1)-⑨の項目のところに「子供向け」と書いてありますが、その「子供」という字を、漢字ではなくて、平仮名にさせていただいたらいいと思うのですが。

○齊藤委員長

市の考え方もありますので、市のほうでどうでしょう。市でこの字を使っていて、それに統一しているということはあると思います。

○青島委員

4月にこども庁ができるのですが、こども庁はこれから全部平仮名を使います。「こども」と、漢字を使いません。そういうこともありまして、漢字ではないほうがいいかなと思いました。

○西図書館長

事務局、館長の柴山です。ありがとうございます。

本市においては、「子供の読書活動推進計画」等の各種計画、また、教育委員会で様々な通知等を行う際には、「子供」は漢字で表記するというので今のところ運用しておりますので、現時点では、この評価委員会においても、漢字で表記を統一させていただいています。

○青島委員

そうなんですか。昔から「こども」の「ども」というのは大人の「お供」ではないということで漢字は使わないというのが普通だったのですが。

○西図書館長

教育委員会としては漢字ということで、現時点では本市においては統一しています。

○齊藤委員長

ということでございます。よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでしょう。よろしいですか。

(各委員うなずく)

そうしましたら、2ページ目に移りますが、2ページ目ではいかがでしょうか。

○神谷委員

神谷でございます。すっきり整理されてありがとうございます。

「(2)子供の読書活動推進」のところで一つ教えていただきたくお願いいたします。③の図書ボランティアについては、これは指定管理者のことではないので切るということだったのですけれども、「学校に出向いての図書館利用案内」「学校図書館との連携」の2点が削除されている旨を教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊藤委員長

私は、これも先ほどのボランティアと同じかと考えています。事務局のほうから答えていただいたほうがいいでしょうか。

○事務局（西図書館企画事業係長）

企画事業係の岡本です。

「学校に出向いての図書館利用案内」は、第1期のときは指定管理者から提案があったのですが、第2期からは、下の「学校司書研修会など各種研修等への協力」ということで提案が上がってきておりましたので、そちらに移動したという形になっております。

「学校図書館との連携」につきましては、市全体で取り組むべきものですので、評価の対象からは外しているという状況になっております。

○齊藤委員長

消えてもほかでフォローされているということですよ。

○神谷委員

今のでよく分かったのですが、学校との連携は、学校のイメージとしては東図書館が中心になっています。もちろん市のほうの西図書館さんでやっていただくというのはよく分かっているのですが、学校側からすると、東図書館との連携というイメージがどうしてもあるもので、これが消えていてちょっと心配かなと思ってしまいました。

ありがとうございます。よく分かりました。

○齊藤委員長

いいですか。文言を残すとか。

○神谷委員

大丈夫です。

○齊藤委員長

ちゃんとほかでフォローできるようにしたいと思っております。

○神谷委員

ありがとうございます。

○齊藤委員長

2ページはよろしいですか。

○鈴木委員

公募委員の鈴木です。今年もどうぞよろしく願いいたします。

(3)の新しい①の評価の視点の「著作権についての理解促進」というところで、IV－(6)－①のほうは図書館が法令を守るという旨の内容だと思うのですが、2ページのほうに戻っていただいて、こちらのほうは、主に利用者に守ってもらうよう理解を促進するという点で、性質が違うような気がしているので、合わせる根拠はどこにあるのか。

もう1点、図書館法か著作権法か、あるいは運営の望ましい基準かは忘れたのですが、けれども、「著作権についての理解を促進するべし」という内容が法令のほうで推奨されているはずなので、その明言をなくしてしまうのはいかなものかと思っております。

○齊藤委員長

分かりました。そういうことですね。

○事務局（西図書館企画事業係長）

すみません、事務局からよろしいですか。企画事業係の岡本です。

著作権についての利用促進の利用者向けの内容については、「利用マナーの周知」の中に含むという形で事務局としては認識しておりますが、今、鈴木委員がおっしゃったとおり、著作権についてはマナーの中でも重要な部分を占めるところでもありますので、「利用マナーの周知」の部分に著作権について特に明記したほうがいいのかなどというところで今認識いたしました。いかがでしょうか。

○齊藤委員長

著作権の理解に関しては、鈴木委員が言うように、Ⅳ－（６）は図書館側がということですので、利用者に対しては、今事務局からありましたけれども、利用者のマナーのところに入れる形を取りましようか。「利用マナーの周知」はどこでしたでしょうか。

○事務局（西図書館企画事業係長）

この項目の上です。「（３）広報業務」の一番上です。

○齊藤委員長

そうしたら、ここはその項目を残せばいいのか。今消している「著作権についての理解促進」に関して、図書館が守るという話としてはⅣ－（６）に入っていきますが、利用者マナーの関係でこの項目を残すということによろしいですか。

ありがとうございました。では、そのようにしていきたいと思います。

ほかに、２ページで何かございますか。よろしいでしょうか。

（各委員うなずく）

そうしましたら、３ページになりますが、３ページはいかがでございましょうか。よろしいですか。

（各委員うなずく）

そうしましたら、４ページの部分になりますが、いかがでしょうか。小高委員のところもよろしいですか。いろいろとありがとうございました。

（各委員うなずく）

そうしましたら、今度は５ページになりますが、５ページでいかがでしょうか。

○神谷委員

神谷です。

５ページのⅣの（２）のところで、「意見・要望への対応」のところを１つにされたということですが、けれども、「苦情・トラブル」というふうに書いてありまして、意見とか要望というのは苦情・トラブルだけではないのではないかと思います。中身としては精査されていいかと思うのですが、大きな題目が「意見・要望」なのに、下りたところが「苦情・トラブル」というのがちょっと気になります。

○事務局（西図書館企画事業係長）

事務局からよろしいですか。

こちらの部分ですが、利用者の方の意見の反映等は、3ページ目中央の「2 サービスの向上と利用促進」に「①各図書館のニーズの把握及びサービスへの反映」がありまして、こちらのところで「意見箱の設置や利用者アンケート等による意見募集」の「意見」を消して「ニーズの把握」とさせていただいています。今ご指摘があった5ページ目のところの意見や要望に応えるための体制がもともとあったのですけれども、そこに書かれている視点について、ほぼ苦情等に対応する内容になっていました。もともとの「意見・要望」という文言はそちらのニーズのイメージなのですが、実際見る内容が苦情・トラブルに関連するものとなっていて、ちょっと分かりづらくなっていたものですので、ここは統合して、トラブルに関してはここで見て、ご意見、利用者側のニーズに関しては先ほどの項目で見るという整理をさせていただいたという形になります。

○齊藤委員長

そうでしたね。検討しているときに、ここはどっちなのか曖昧でしたね。

○事務局（西図書館企画事業係長）

結局見るときにどっちで見ればいいのかなど。

(2) の名称も変えさせていただきます。

○齊藤委員長

(2) の名称を変えるということで対応しましょう。ですから、3ページの「利用者へのサービス向上」のところに、この意見・要望の吸い上げというのは入ってくるということですね。もうちょっと明確にしたほうがいいのかと思います。

神谷委員、そういう整理でいかがですか。

○神谷委員

ありがとうございました。よく分かりました。ちゃんと見たらそこに書いてありました。

○黒澤委員

その名称変更には賛成です。

○齊藤委員長

名称の中身に関しては、事務局と私のほうで詰めさせていただいていいですか。今の趣旨を踏まえながら変更していくということにします。

5ページのところ、ほかにいかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、最後、6ページのところです。先ほど著作権法の話が出てきておりましたけれども、6ページもよろしいですか。

(各委員うなずく)

それでは、次に資料の2、評価票になります。今までのものとはちょっと変えてきております。最初に総合評価がぼんとあったほうが分かりやすいということになります。

それから、S、A、B、C、これは役所の中のほかの評価もこういう形だということですので、これに合わせるということで対応する。この形でいきたいと思います。皆さんに評価していただきますが、やり方は同じになります。そういう形になりますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(各委員うなずく)

そうしましたら、資料2もこの形で進めていくということにいたします。

評価項目に関しましては、今ご意見をいただいたものをもう一度私と黒澤委員と事務局で精査させていただいて、最終的なものをつくらせていただきます。それをまた皆さんに見ていただくということになって、第5回で確定ということにさせていただきます。

審議事項としては以上でございますが、全体を通して何か審議すべきことが皆さんのほうでございますでしょうか。

それでは、審議の中身に関しましては全て終了したということにさせていただきます。

本日の会議録の署名委員は、青島委員と鎌田委員にお願いをしたいと思います。

令和4年度第4回船橋市図書館指定管理者評価委員会を終了いたします。

(午後2時45分散会)

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

船橋市西図書館

電話：047-431-4385